

こちら特報部

日本が参考にしようとしている英國のDBSとはどんなものか。

こども家庭庁が有識者会議で示した資料などでは、DBSは同国内務省管轄。二〇一二年から運用されている制度で、犯罪歴をデータベースで管理し、雇用者は職種にかかわらず照会できる。特に子どもにかかる職種では、子どもに対する性犯罪がある人を雇用することとは犯罪とされ、照会を義務化している。犯罪歴は刑の種類によって一定期間で削除されるが、重大犯罪は期間にかかわらず掲載される。

ドイツでも、雇用主は全職種で無犯罪証明書による確認が可能。子どもの福祉に関する雇用では、より詳細な証明書による確認が求められる。フランスにも犯罪歴照会制度が存在し、教育機関や子どもにかかる職種での雇用には、照会が義務付けられている。ただ、犯罪歴だけを理由とした不採用や解雇はできない。米国では、法律で性犯罪

犯罪歴の照会制度 欧米で強化 職業選択の自由 抵触の恐れも



「治療や職業訓練 支援にも力を」

サンカリフォルニア州のミーガン法(性犯罪者情報公開法)により、インターネット上で公開されている性犯罪のある人物の居場所などが示されています。

犯罪歴は極めて高度な個人情報だ。個人情報保護法では人種、信条、社会的身分、病歴などとともに「要配慮個人情報」として扱われ、本人であっても開示されることはない。「DBS制度は、これを突然可能に

するにGPS装着を義務付け、学校などの付近に居住することを禁止する州が拡大。カリフォルニア州では、ウェブ上で性犯罪者の登録情報を公開し、自由に検索できる。

これらの諸外国の制度は効果が上がっているのか。こども家庭庁の資料によると、人口十万人当たりの性暴力の発生件数は、いずれの国も減少傾向はない。甲南大の園田寿名教授(刑法)は、日本版DBSが子どもを性犯罪から守るために検討されていることに理解を示しつつ、「米国では、これらの制度の影響で地域に住むことができず、これらを排除されることでかえつて再犯の懸念が高まる可能性もある」と懸念する。

日本では、刑の執行終了後、最長十年で市区町村が管理する犯罪人名簿から削除されることを挙げ、「DBSのリストに掲載される」とも語る。

憲法が保障する「職業選択の自由」や「プライバシー権」の点から懸念の声も上がる。

日本では、刑の執行終了後、最長十年で市区町村が管理する犯罪人名簿から削除されることを挙げ、「DBSのリストに掲載される」とも語る。

精神科医で「性障害専門

治療センター(SOME

C)」の福井裕輝代表理事

は「これぐらいの制度はあ

つて当然。ただ、子どもと接觸する場所は多くあり、規制にかかる業種に移

るだけで完全に防ぐことは

はない。初犯を防ぐこ

ともできず、効果は限定的

だ」と話す。

犯罪抑止と加害者の社会復帰のバランスをどう考え

るか。「居場所がなければ

、性犯罪を繰り返す恐れ

がある。監視の強化だけ

でなく、治療や子どもと接觸

しない業種への職業訓練、

あつせんなどの支援にも力

を入れる必要がある」

DBSは犯罪歴による排除だから一度は性犯罪が発生したことが前提だ。しかし、そもそも「一度」を防ぎたい。どうするべきか。教育や社会的意識の向上など、穏当な手法ならいいが、たとえば、分析で「危険な傾向」の人を割り出し、予防的ににはじく仕組みを作るとなると、怖い。(歩)